

茨市推第 1933 号
令和 3 年 2 月 3 日

各地域自治組織 代表者 様

茨木市 市民文化部
市民協働推進課長 小西 哲也

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止
に向けた対応等について（お知らせ）

日ごろから、地域コミュニティの醸成に格別のご尽力とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

標記について、国では、令和3年2月2日（火）に「新型コロナウイルス感染症対策本部」が開催され、「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」に基づく緊急事態措置を実施すべき期間が令和3年3月7日（日）まで延長されるとともに、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が変更されました。

また、大阪府では、令和3年2月1日（月）に「大阪府新型コロナウイルス対策本部会議」が開催され、レッドステージ（非常事態）の対応方針に基づく要請期間が令和3年2月8日（月）から緊急事態措置を実施すべき期間まで延長されたほか、引き続き、府民に対し、不要不急の外出・移動（通院、生活必需品の買い出しなどは対象外）を自粛するとともに、特に20時以降の不要不急の外出自粛を徹底することが要請されています。

本市では、国及び府の方針や要請を踏まえ、令和3年2月3日（水）に「茨木市新型コロナウイルス対策本部会議」を開催し、現在の措置を令和3年3月7日（日）まで継続（「催物の開催制限の目安として、屋内施設の収容率を 50%以下」、「本市の公共施設において午後8時以降の利用制限（利用不可）と収容率 50%以下を適用」）することを決定いたしましたので、ご理解とご協力いただきますようお願いいたします。

また、地域の皆さまにおかれましても、できる限り、不要不急の外出・移動の自粛に加え、特に 20 時以降の不要不急の外出自粛の徹底、更に、国の基本的対処方針に基づき、都道府県間の移動や、感染が拡大している地域への移動を極力控えていただきますようお願いいたします。

なお、引き続き、適切な感染防止対策に努めていただきますとともに、可能な範囲で、地域自治組織の構成団体の皆さまにお知らせいただきますようお願いいたします。